

ペンネーム使用の可否を聞いたらいきなり解雇

大同工業大学・高森裁判勝利に お力をお貸してください

東海圏大学非常勤講師組合

高森晃一さんは、大同工業大学（2009年度から大同大学）の担当者から「環境を科学する」という講義の出講依頼を2008年10月に受けました。高森さんの専門と講義の内容との適合性、出講曜日、賃金等の条件ではお互いに合意しており、大同大学の担当者から「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」という返事ももらっていました。その後、履歴書を提出するときに、ペンネームの使用（高森さんは出講している他の学校でもペンネームを使っています）を問い合わせたところ、ペンネームの使用は認められません、という返事をもらったので、再度理由を問い合わせたところ、「今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させて」いただきます、という返事で契約を打ち切られました。

高森さんは、東海圏大学非常勤講師組合に加入され、大学との交渉を進めようとしたが、大学は団体交渉の申し入れに対しては拒否、その後のあっせんでは、「労働契約は成立していない」の一点ばりで交渉はまったく進展しませんでした。そのため、今回提訴に踏み切ることにしました。

今回の裁判の争点は、大学非常勤講師の労働契約はどこで成立するか、というところにあると言えます。しかし、その争点がどちらに転ぶにせよ（もちろんわたしたち東海圏大学非常勤講師組合は、高森さんのケースでは労働契約は成立していた、と考えます）、ペンネームの使用を問い合わせただけで、首を切る、という大学の対応は、まったく合理的な理由がなく、社会的通念上「異常」と言わざるをえません。

このような事件をそのまま放置してしまうと、大学非常勤講師、ひいてはいわゆる非正規労働者全体の待遇はますます悪くなってしまいます。また、大同大学の対応がわたしたちの社会の中で今後通用してしまうことになると、採用時あるいは契約更新時に労働条件を聞いただけで首にされてしまう、雇い止めされてしまうということになりかねません。

わたしたち東海圏大学非常勤講師組合は、多くのかたにこの裁判を支援していただきたいと考えています。

2009年 4月 15日

高森裁判賛同・募金名簿

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取扱い団体 _____

番号	氏名	メールアドレス	金額
1		@	
2		@	
3		@	
4		@	
5		@	
6		@	
7		@	
8		@	
9		@	
10		@	